

# 年末年始 ごみの収集・搬入

問 ごみ減量推進課(☎21-1705)

## ごみ収集

年末年始は通常時と収集週が異なりますので、**クリーンカレンダー**を確認してください。

とき	燃やせるごみ	資源・不燃ごみ
～12月28日(水)	通常どおり	
29日(木)	月・木曜日区域の年内最終収集日	収集なし
30日(金)	火・金曜日区域の年内最終収集日	
31日(土)～1月3日(月)	収集なし	
4日(火)～	通常どおり	

※収集のない日にごみを出さないでください。猫やカラスがごみを荒らし近所の迷惑になるので、**収集日の8時まで**に決められた場所にごみを出してください。



▲クリーン  
カレンダー

12月28日(水)までは、粗大ごみ戸別有料収集を行っています。利用を希望する際は、電話(62-2000)で受付専用ダイヤルへ申し込んでください(先着順)。

## ごみ搬入

12月は28日(水)まで、1月は4日(火)から搬入できます。  
**12月29日(木)・30日(金)は、収集を行いますが、搬入はできません。**  
**混雑する日** 12月17日(土)～1月9日(月)  
 できるだけごみ収集を利用してください。

搬入できるごみ	搬入する施設	搬入できる時間
資源ごみ	資源回収所(泉田町南新田16) ☎23-5374	月～土曜 8時30分～16時30分
埋立ごみ、陶器・ガラス類	不燃物埋立場(泉田町南新田16) ☎23-5374	月～土曜 8時30分～12時、13時～16時30分
燃やせるごみ 粗大ごみ	クリーンセンター(半城土町東田46) ☎21-5389	月～土曜 8時30分～12時、13時～16時

※**クリーンセンター、資源回収所への搬入は2時間程度の渋滞が予想されます。**  
 ※分別した状態でなければ受け入れできません。事前にしっかりと種類ごとに分けてからお持ちください。  
 ※クリーンセンターでは、粗大ごみを先に出せるように車に積んでください。  
 ※ごみの荷降ろしは原則搬入者で行ってください。  
 ※周辺道路に駐車してごみを持ち込むことは絶対にやめてください。

## 令和6年度から森林環境税の課税が始まります

問 税務課(☎62-1205) 1011608

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度(令和5年中の収入)から市県民税均等割に併せて一人年額1,000円を負担することになります。

なお、森林環境税が非課税となる所得金額は以下のとおりです。令和5年1月以降の就労計画などの参考としてください。

- ◆扶養親族のない人  
合計所得金額が41.5万円(給与収入で96.5万円)以下
- ◆扶養親族のある人  
合計所得金額が次の計算式で求めた額以下  
31.5万円×人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+28.9万円



- 他 ▶ その他の非課税基準などは、詳細が分かり次第お知らせします。
- ▶ 平成26年度より市民税と県民税で各500円ずつ計1,000円負担していた復興特別税は令和5年度で終了します。